

SNS 等を活用した HIV 等検査促進業務仕様書

1 業務の名称

SNS 等を活用した HIV 等検査促進業務

2 業務の概要

本県の令和 6 年のいきなりエイズ率は 40.7% であり、全国 30.3% (令和 5 年) よりも高く、また、梅毒の届出は年々増加傾向にあることから HIV 検査及び梅毒検査（以下、「HIV 等検査」という。）について、県民の理解促進を図るため、SNS 等を活用した積極的な広報を実施する。

業務の実施にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用し業務の迅速かつ適正な執行を図る。

3 業務実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業費

1, 199, 000 円以内（消費税および地方消費税を含む。）

5 業務の内容

当該業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、以下の内容を実施する。

（1）広報戦略とそれに基づく広報手法

HIV 等検査促進業務のためにどのような考え方で対象者に訴求するのかを提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

（2）インターネット広告

- ・実施広告：HIV 等検査促進に関する広告を実施すること。
- ・実施対象：県内在住者男女 20 歳以上を対象にそれぞれ実施すること。
- ・実施時期：令和 7 年 11 月 28 日（金）から 12 月 26 日（金）までの時期を中心に広告を行うこと。
- ・実施方法：効果的な広告手法について提案し、県と協議の上、決定すること。
- ・効果測定：広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲッティングの見直し等）について、定期的に県に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

(3) バナー、動画の作成

上記（2）の実施にあたり、バナー、動画をHIV等検査促進について1種類以上作成すること。

- ・規格等…【動画】30秒程度に収まるもの

【バナー】比率4:5（サイズ：1080×1350px及び1200×1500px）

(5) 共通事項

- ・広報対象者の年齢層等を考慮して「興味・関心を引くデザイン」、「わかりやすさ」等について留意し、創意工夫を行うこと。
- ・作成したバナー、動画等の各種データを本県へ提供すること。

6 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- (4) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行「管理部分」）を一括して第三者に委任に、又は請け負わせること（以下「再委託」という）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。